

協議対象

- 整備促進路線に接する土地

整備促進路線に指定されている2項道路に接する敷地で建築行為などを行う際は、横浜市との協議(以下「狭あい協議」)が義務付けられています。確認申請等を行う30日以上前に狭あい協議の申請を行ってください。

【事前の狭あい協議が義務付けられている手続き】

●建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項及び第6条の2第1項(同法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく確認の申請。●都市計画法(昭和43年法律第100号)第43条第1項に規定する許可の申請。●建築基準法第44条第1項第2号又は第4号に規定する許可の申請。●建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の16第2号に規定する認定の申請。●横浜市建築基準条例(昭和35年10月横浜市条例第20号)第4条の3第5項第1号に規定する許可の申請。●横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例(平成3年12月横浜市条例第57号)第14条に規定する許可の申請。

- 整備促進路線以外の狭あい道路に接する土地で、整備促進路線と一体で整備する土地
- 整備促進路線以外の2項道路(公道で、境界が確定しており、現況の位置と一致している場合に限る。)に接する土地*

*年度予算の範囲内の受付となります。

適用除外の例

- 都市計画法第29条に規定する許可を受けて開発行為を行う場合
- 土地区画整理法第4条第1項の認可を受けて土地区画整理事業を施行する場合

整備促進路線の判別方法

お住まいの土地に接する道路が整備促進路線かどうかは、「横浜市行政地図情報提供システム」内にある「i-マップ」で確認できます。

横浜市行政地図情報提供システム

検索

<https://www.city.yokohama.lg.jp/yokohama/Portal>



その他

- 申請地が角地の場合、すみ切用地と後退用地について横浜市と買取りの協議を行える場合があります。
- 事業の内容に関して詳しくは市ホームページをご覧ください。建築防災課窓口までご相談ください。

横浜市狭あい道路の拡幅整備

検索

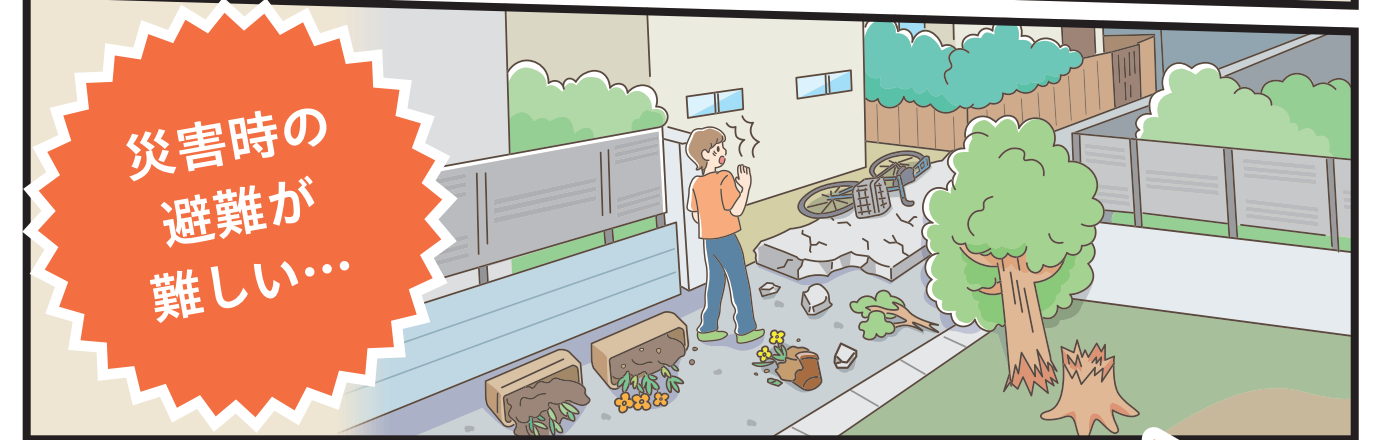
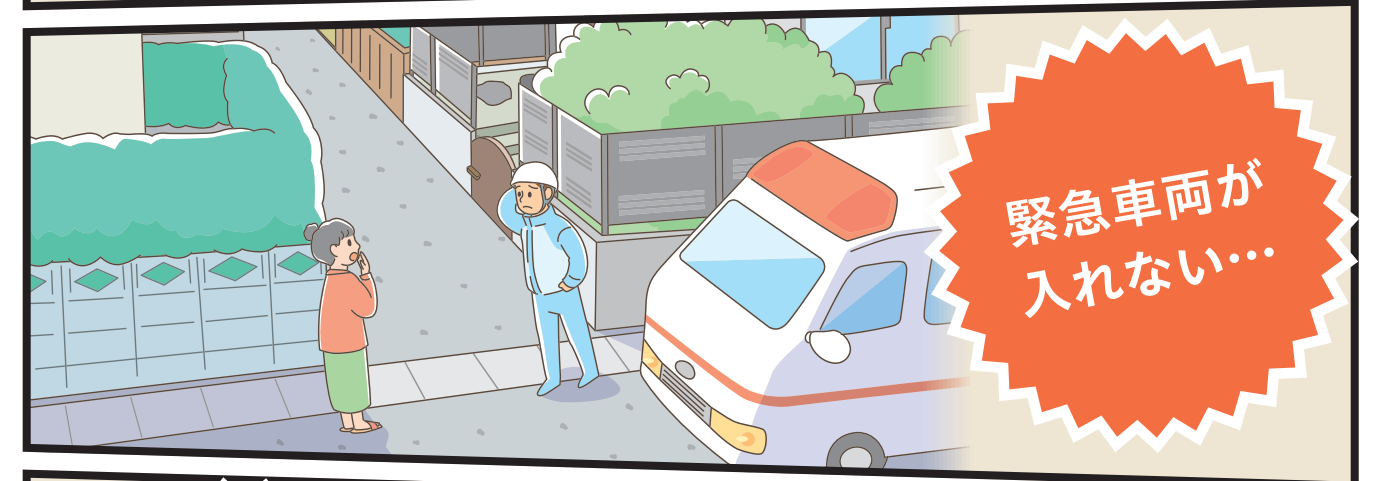
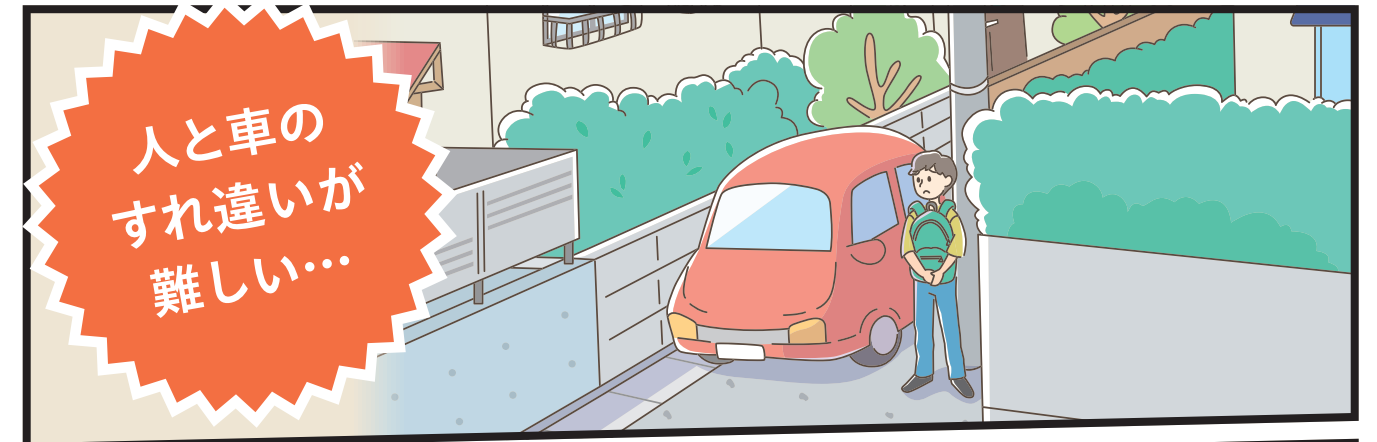
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/bosai/kyoai/>



横浜市建築局企画部建築防災課(狭あい道路担当)

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 25階 TEL:045-671-4544 FAX:045-663-3255 令和6年9月発行

狭い道のままだと 危険がたくさん!



安全なみちづくりについて一緒に考えませんか

横浜市建築局

みなさまの後退整備で安全なみちがつくられています

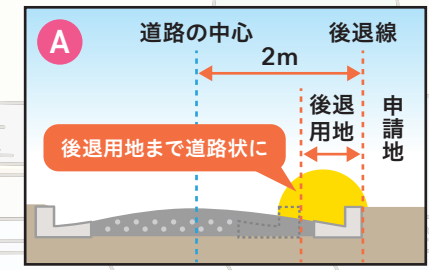


狭あい道路拡幅整備事業の内容

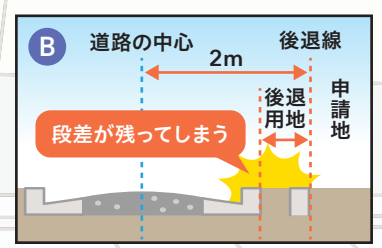
- 1 道路の中心から2mの範囲にある支障物の除去や移設費用の助成を行っています。
- 2 舗装費用の助成や市による舗装工事※を行っています。

市による舗装工事により後退用地を道路状(段差のない整備)にすることができます。また、申請者自身で舗装する場合も、費用の助成が受けられます。

■道路状整備



■道路状整備以外の整備



※ 市による舗装工事の時期は他の申請物件の混雑状況や本市の財政状況によりご希望に添えない場合があります。

狭あい道路とは？

狭あい道路とは、幅員が4m未満の狭い道路です。このような道路は緊急時・災害時だけでなく、日常生活にも支障をきたします。建築基準法では建築物は幅員4m以上の道路に接している必要があると規定されており、幅員4m未満の建築基準法第42条第2項※に規定する道路(以下「2項道路」)沿いの敷地で建替えや改築などを行う際は、原則として道路の中心から2mを道路とみなして後退する必要があります。

横浜市での取り組み

横浜市では特に拡幅が必要な道路を「整備促進路線」に指定しています。整備促進路線に接する敷地では、後退整備について市と協議し、整備費用の一部に助成等を行う「狭あい道路拡幅整備事業」に取り組んでいます。

※建築基準法第42条第2項:建築基準法の施行(昭和25年)以前から建築物が建ち並んでいる幅員4m未満の道を道路とみなし(2項道路)、道路の中心から水平距離2mの線を道路境界線としています。

歩行者・車椅子・車など、誰もが通りやすい道路状整備を推進しています!

【例】塀、樹木、擁壁、水道管が支障となっていた土地(間口約17m)の場合の補助額※

A 道路状整備をしたとき(段差のない整備)

- 塀(19㎡)の除去76,000円
- 樹木(3本)の除去39,000円
- 塀(11㎡)の移設198,000円
- 擁壁(21㎡)の除去441,000円
- 擁壁(17㎡)の築造1,479,000円
- 水道管(1箇所)移設250,000円
- 側溝の移設を伴う舗装(17m)1,207,000円

合計369万円

B 道路状整備以外の整備をしたとき

- 樹木(3本)の除去39,000円
- 舗装(10㎡)130,000円

合計16.9万円

※過去に実際に補助金を交付した事例をもとに令和6年9月現在の単価や条件に合わせて算出しています。助成項目や金額については、別紙「補助金一覧表」をご覧ください。